

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第五項の規定に基づき、エスカレーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件

エスカレーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第二百二十九条の十二第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。
- 二 次のイからホまで（勾配が十五度以下で、かつ、踏段と踏段の段差（踏段の勾配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）が四メートル以下のエスカレーターにあつては、二を除く。）に掲げる状態を検知する装置を設けること。
 - イ 踏段くさりが異常に伸びた状態

ロ 動力が切断された状態

ハ 昇降口において床の開口部を覆つ戸を設けた場合においては、その戸が閉じよつとしてゐる状態

ニ 昇降口に近い位置において人又は物が踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態

ホ 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態

三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している踏段の何も乗せない状態で

の停止距離を次の式によつて計算した数値以上で、かつ、勾配が十五度を超えるエスカレーター又は踏段と踏段の段差が四ミリメートルを超えるエスカレーターにあつては、〇・六メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、 S 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 踏段の停止距離（単位 メートル）

V 定格速度（単位 メートル毎分）

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。